

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）とコーエィ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三条市内で地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材を供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、レンタル機材を必要とするときは、乙に対して乙の保有する機材の供給について協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、保有機材の優先供給及び運搬に対する協力を積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の供給可能な体制を保持するものとする。

（運搬）

第4条 機材の運搬は、甲又は乙の指定するものが行うものとする。この場合において、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

（費用）

第5条 前2条の規定により、乙が供給した機材のレンタル料及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。この場合において、当該費用は、甲乙協議の上、適正価格を算出するものとする。

（引渡し）

第6条 機材の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（実施に関し必要な事項等の決定）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(発効)

第7条 この協定は、平成18年4月12日から効力を有する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成18年 4 月 1 2 日

甲 新潟県三条市旭町2丁目3番1号
三条市
代表者 三条市長

乙 群馬県前橋市上小出町1丁目9番地12
コーエィ株式会社
代表取締役